

経 済 産 業 省

平成16・10・08原第19号

平成16年10月12日

関西電力株式会社

取締役社長 藤 洋作 殿

経済産業大臣 中川 昭一

舞鶴火力建設所における使用前自主検査に係る報告徴収について

舞鶴火力建設所の使用前自主検査（舞鶴発電所第1号発電設備の新設工事に係る使用前自主検査）における下記事項について、電気事業法第106条第3項の規定に基づき報告することを指示する。

なお、報告について不足がある場合は追加的に報告を求めることがある。

記

1．報告事項

- (1) 使用前自主検査成績書作成に記載した記録とその記載のもととなった検査時のデータとを比較し確認した結果及び適切に成績書が作成されたかどうかの確認結果
- (2) 上記「もととなった検査時のデータ」の確認に対する主任技術者の関与を含めた使用前自主検査成績書の作成時の記録保存の方法
- (3) 使用前自主検査について不適切な事項が認められた場合には、その原因及び再発防止対策（他の検査項目への水平展開を含む）

2．報告期限

平成16年11月12日